⑷　落札者の決定方法　独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第４号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity, Director General of Tohoku Office for Support Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Surveying
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 29 June 2022
⑸　Time limit for tenders submitted by E-bidding : 12 : 00 P.M.1 August 2022
⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Department, Tohoku Office Urban Renaissance Agency, 7th floor, LATOV Building, 120, Tairatamachi, Iwaki-City, Fukushima Pref. 970―8026 TEL 0246―38―8179

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。なお、本案件は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事である。
令和４年６月15日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　中山　靖史

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
○第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　中野四丁目新北口駅前地区基盤整備工事
⑶　工事場所　東京都中野区中野四丁目８番地他
⑷　工事内容
１）　技術協力業務等（以下「技術協力業務」という。）
①　当初業務　中野四丁目新北口駅前地区基盤整備工事にかかる令和４年度技術協力業務
（業務内容）下水道工事等にかかる技術協力業務　１式
（履行期間）契約締結の翌日から令和５年３月31日まで。
②　契約予定業務１　中野四丁目新北口駅前地区基盤整備工事にかかる令和５年度技術協力業務
（業務内容）暫定バス停等にかかる技術協力業務　１式
（予定履行期間）令和５年４月から令和６年３月31日まで。
③　契約予定業務２　中野四丁目新北口駅前地区基盤整備工事にかかる令和６年度技術協力業務
（業務内容）歩行者デッキ等にかかる技術協力業務　１式
（予定履行期間）令和６年４月から令和６年９月30日まで。
２）　工事施工（以下「建設工事という。」）
（ａ）　その１工事　予定時期　令和５年５月
①　当初工事　中野四丁目新北口駅前地区令和５年度排水工事
（工事内容）下水道工事　推進工（φ700）Ｌ=140m
（予定工期）令和５年10月から令和６年３月まで。
②　契約予定工事１　中野四丁目新北口駅前地区令和６年度排水その他工事
（工事内容）下水道工事　推進工（φ700）Ｌ=140m、管更正（φ700）Ｌ=70m、除却工事（ＲＣ３、４階　延床面積3,200㎡、ＲＣ地下２階地上３階　延床面積6,600㎡）Ｎ=２棟
（予定工期）令和６年４月から令和７年３月まで。
③　契約予定工事２　中野四丁目新北口駅前地区令和８年度排水工事
（工事内容）下水道工事　開削（φ250～300）Ｌ=140m
（予定工期）令和８年４月から令和９年３月まで。
（ｂ）　その２工事　予定時期　令和５年10月
①　当初工事　中野四丁目新北口駅前地区令和６年度暫定バス停整備工事
（工事内容）暫定バス停設置工事（Ａ=約1,090㎡）
（予定工期）令和６年４月から令和７年３月まで。
②　契約予定工事１　中野四丁目新北口駅前地区令和８年度暫定バス停整備工事
（工事内容）暫定バス停設置工事（Ａ=約210㎡）
（予定工期）令和８年４月から令和９年３月まで。
（ｃ）　その３工事　予定時期　令和６年11月
①　当初工事　中野四丁目新北口駅前地区令和７年度歩行者デッキ整備工事
（工事内容）上部工（６径間連続鋼床版箱桁）Ｌ=153m、下部工（橋脚、基礎）Ｎ=７基、昇降施設（ＥＶ、ＥＳＣ）Ｎ=４基、シェルターＮ=１式
（予定工期）令和７年４月から令和８年３月まで。
②　契約予定工事１　中野四丁目新北口駅前地区令和８年度歩行者デッキ整備工事
（工事内容）上部工（６径間連続鋼床版箱桁）Ｌ=153m、下部工（橋脚、基礎）Ｎ=７基、昇降施設（ＥＶ、ＥＳＣ）Ｎ=４基、シェルターＮ=１式
（予定工期）令和８年４月から令和９年３月まで。
③　契約予定工事２　中野四丁目新北口駅前地区令和９年度交通広場外整備その他工事
（工事内容）上部工（６径間連続鋼床版箱桁）Ｌ=153m、下部工（橋脚、基礎）Ｎ=７基、昇降施設（ＥＶ、ＥＳＣ）Ｎ=４基、シェルターＮ=１式　交通広場工事Ａ=約17,000㎡、道路工事（Ｗ=11～20m）Ｌ=635m
（予定工期）令和９年４月から令和10年３月まで。
④　契約予定工事３　中野四丁目新北口駅前地区令和10年度交通広場外整備その他工事
（工事内容）上部工（６径間連続鋼床版箱桁）Ｌ=153m、下部工（橋脚、基礎）Ｎ=７基、昇降施設（ＥＶ、ＥＳＣ）Ｎ=４基、シェルターＮ=１式　交通広場工事Ａ=約17,000㎡、道路工事（Ｗ=11～20m）Ｌ=635m
（予定工期）令和10年４月から令和11年３月まで。
⑸　工事の実施形態
①　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」における技術協力・施工タイプの試行工事である。
②　競争参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公平な審査の結果に基づき選定した者（以下「優先交渉権者」という。）と「中野四丁目新北口駅前地区基盤整備工事に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）を締結した後、技術協力業務の契約を締結し、基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には、本建設工事に係る工事請負契約を締結する。
③　優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、次順位者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。